

3 高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担第4段階の方

- 利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などには、居住費・食費を引き下げます。

対象者の要件



次の要件の全てを満たす方

- ① 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身世帯は含まない。)
- ② 世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」又は「従来型個室」に入り、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行っていること
- ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1割負担、居住費・食費の年額合計)を除いた額が80万円以下となること
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと

4 旧措置入所者の負担軽減

- 介護保険法の施行(平成12年4月)前の措置制度のときから継続的に特別養護老人ホームに入所されている方については、措置制度のときの負担水準を超えることがないよう負担軽減措置を講じてきました。
- 負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている方(施設介護サービスの利用者負担割合が5%以下の方)については、居住費・食費に関する見直し後も、これらの費用負担を含めた負担水準全体について、措置制度のときの負担水準を超えることがないよう、同様の負担軽減措置を講じます。
- また、実質的に負担軽減を受けていない方(施設介護サービスの利用者負担割合が10%の方)については、一般の入所者と同様の利用者負担となります。所得の低い方については、一般の所得の低い方に関する施策により負担軽減が図られます。



5 利用料を支払った場合に、 生活保護の適用となる方の負担軽減

- 本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行います。

居住費(滞在費)に関する見直しの主なポイント

「居住費(滞在費)」の範囲は、居住環境に応じた設定が基本

「居住費」
の範囲

多床室(相部屋)	:	光熱水費相当
従来型個室	:	室料 + 光熱水費相当
ユニット型準個室	:	室料 + 光熱水費相当
ユニット型個室	:	室料 + 光熱水費相当

所得の低い方の負担の上限は次のようにになります

()内は月額概数

	負担限度額			基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	
多床室(相部屋)	0円/日(0円)	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)
従来型 個室	①特養等	320円/日(1.0万円)	420円/日(1.3万円)	820円/日(2.5万円)
	②老健・療養等	490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	1,310円/日(4.0万円)
ユニット型準個室	490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	1,310円/日(4.0万円)	1,640円/日(5.0万円)
ユニット型個室	820円/日(2.5万円)	820円/日(2.5万円)	1,640円/日(5.0万円)	1,970円/日(6.0万円)

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※なお、施設には平均的な居住費用(=基準費用額)と上表の負担限度額の差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

従来型個室には経過措置があります

- 従来型個室に既に入所(入院)されている方などについては、次のような経過措置を講じ、利用者負担が急増しないよう、激変緩和措置を講じます。

対象者の範囲

既入所者 従来型個室の既入所者のうち特別な室料を支払っていない者

新規入所者

- ① 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間(30日以内)個室への入所が必要な場合
- ② 居住する居室の面積が一定以下である者
※特養は10.65m²、老健は8m²、介護療養は6.4m²。
- ③ 著しい精神症状等により、多床室(相部屋)では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがある高く、個室以外での対応が不可能である者

介護報酬

多床室(相部屋)と同額の報酬を適用

利用者負担

光熱水費相当

特別な室料

支払いを求めることがない。